

第 46 回『わかるように伝えていきますか』

香川大学 坂井 聡

1 はじめに

今回は、少し就労に焦点を当てて考えてみることにします。短時間就労の可能性について考えてみるのです。

最近よくワークシェアリング（work sharing）ということばを耳にするようになっていきます。ワークシェアリングとはその名の通り、仕事（ワーク）を分け合う（シェア）ということです。この考え方は高い失業率が続いたヨーロッパで実施され、最初は法律によって強制的に行われていたのですが、働く側も経営する側も双方がそのメリットを実感するようになり、現在では定着するようになってきています。

このワークシェアリングという発想を障がいのある人の雇用に生かすことはできないでしょうか。そうすれば、短時間の仕事を創出することができるのではないかと考えるのです。時間環境を整備し短時間でできる仕事を創出すれば、重度の障がいのある人も仕事という場での社会参加が可能になるかもしれません。ここでは、数回に分けて、誰もがすることができる仕事を切り分けることで、障がいのある人に対して新しい仕事を創出するということを提案したいと思います。

2 障がいのある人はどのくらいいるのか

		総数	在宅者	施設入所
身体障害児・者		366.3	357.2	8.7
	身体障害児(18歳未満)	9.8	9.3	0.5
	身体障害者(18歳以上)	356.3	348.3	8.2
知的障害児・者		54.7	41.9	12.8
	知的障害児(18歳未満)	12.3	11.7	0.8
	知的障害者(18歳以上)	41.0	29.0	12.0
	年齢不詳	1.2	1.2	0.0
精神障害者		323.0	289.7	33.3

(単位:万人)

平成 18 年度の厚生労働省の調査によると、表のようになります。

少し数字が古いのですが、その後の調査はないようなので、今ではもっと増えていると思います。いずれにしてもこれだけの人が共に社会で大人として生活をしているということなのです。

3 知的障がいのある人の就労の実態

知的障がいのある人は、どのような就労の形態をとっているのでしょうか。

厚生労働省の平成 18 年度の報告（平成 19 年 10 月発表）によると、図 1 のような実態があることが分かります。

常用雇用されている人は 18.8%にしかすぎず、多くの知的障がいのある人が、授産施設や作業所等で福祉的な就労についているということなのです。

重度の障がいのある人の場合は、一般就労は 3.1%であり、90%近くの人が授産施設や作業所等で福祉的な就労についているということです。

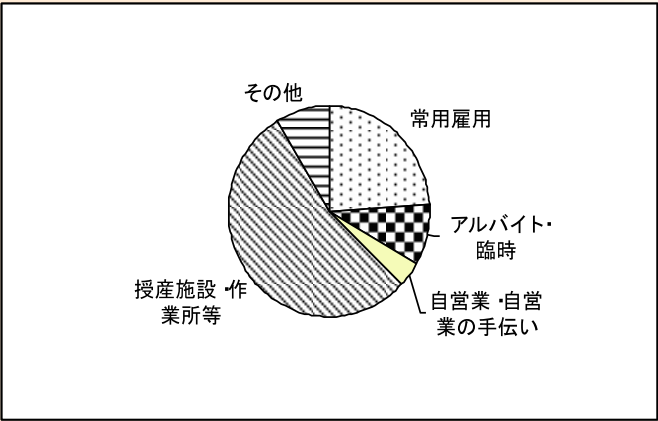


図1 知的障がいのある人の就労の実態

次号へつづく・・・

坂井聡先生の紹介

(プロフィール)

香川大学教育学部卒業 金沢大学大学院教育学研究科修了、香川大学教育学部附属養護学校など養護学校教諭を経て、現在香川大学教育学部障害児教育コース准教授 1997 年 自閉症のコミュニケーション指導で辻村奨励賞受賞

(著書)

暮らしの中のコミュニケーション（やまびこの里）クラスルームコミュニケーション（こころリース出版会）自閉症や知的障害をもつ人とのコミュニケーションのための10のアイデア（エンパワメント研究所）など